

令和 6 年度
福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金

公募要領

【問い合わせ先】

福岡市福祉局生活福祉部生活支援課

井手口、横山

TEL : 092-711-4553

FAX : 092-733-5914

E-mail : seikatsushien.PWB@city.fukuoka.lg.jp

令和 6 年 5 月

福岡市

1. 目的

本事業では、本市に居住する生活困窮者に対する支援活動のうち、物価高騰等の影響を受け、需要等が増加又は新たに生じている民間団体の支援活動に対して、その経費の一部を補助することで、生活困窮者が安心して生活できるよう支援することを目的とします。

2. 補助対象団体の要件

補助金の交付を受けることができる団体は、福岡市内に事業所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他市長が適当と認める団体で、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 福岡市内で生活困窮者への支援活動に取り組んでおり、これまでに活動実績がある団体であること。
- (2) 福岡市生活自立支援センターと連携が図られている、又は今後連携する予定の団体であること。
- (3) 活動内容が公序良俗に反していない団体であること。
- (4) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (5) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は第6条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3. 暴力団の排除

暴排条例第6条の規定に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じるため、警察への照会確認を行います。

応募書類として提出される「役員名簿」に、氏名（フリガナを付したもの）、生年月日を記載してください。

※役員名簿に記載された個人情報については、県警への照会にのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。

4. 市税に係る徴収金を滞納していないことの確認

福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金交付要綱第3条第4号の規定に基づき、税務担当課に、市税等の課税状況及び納付状況についての照会を行います。

「市税の滞納がないことの確認するための同意書」を提出してください。

5. 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、補助対象団体が実施する本市に居住する生活困窮者に対する支援活動(特定の住所地に居住する生活困窮者のみを対象とするものではないこと。)のうち、物価高騰等の影響を受け、需要等が増加又は新たに生じているもので、「福岡市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会」において必要性が認められ、且つ、協議会の構成団体との連携が可能な支援活動であり、以下の要件のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 国、福岡県、本市から補助金等（本補助金を除く。）を受け、又は国、福岡県、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業
- (2) 本市の実施する、子どもの食と居場所づくり支援事業補助金の対象となる事業
- (3) 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利する事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

6. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、生活困窮者へ配布するための食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、生活困窮者に物品を届ける送料・運搬経費、光熱水費とします。

7. 補助金対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

8. 補助金額

補助金額は、補助限度額を50万円とし、上記の6に掲げる補助対象経費ごとに、令和6年4月から令和7年3月に要した額が令和4年4月から令和5年3月に要した額より増加した額に補助率（10分の10）を乗じて得た額とし、令和5年4月以降に開始した事業については、補助対象期間中に要する補助対象経費に補助率を乗じて得られた額とし、予算の範囲内で市長が決定します。

9. 応募受付

(1) 応募期間

令和6年5月29日（水）から令和6年7月16日（火）午後4時まで（必着）

(2) 応募方法

所定の応募書類を、福岡市福祉局生活福祉部生活支援課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1
E-mail: seikatsushien.PWB@city.fukuoka.lg.jp

に郵送、持参又は電子メールで提出してください。（提出は1部で可）

なお、書類は返却いたしません。

(3) 応募書類

各様式は、福岡市ホームページからダウンロードしてください。記載例を掲示していますので、確認しながら記入してください。

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/seikatu/jiritu/health/shienkatsudoujigyouhihojyokin6.html>)

ア 福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金交付申請書（様式第1－1号）

イ 事業計画書（様式第1－2号）

ウ 補助金申請額明細書（様式第1－3号）

エ 事業収支予算書

オ 企業等団体の規約等の写し

カ 役員名簿

キ 市税の滞納がないことを確認するための同意書

ク これまでの生活困窮者への支援活動がわかる資料（パンフレット・チラシ等）

10. 審査

(1) 審査方法

福岡市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会において審査員が、提出書類に基づき審査を行います。

(2) 審査基準

ア 物価高騰等の影響を受け、需要等が増加しているか。

イ 生活困窮者を支援するうえで、当該団体が支援を行うことが必要か。

ウ 福岡市生活自立支援センターや協議会構成団体と連携が可能か。

エ 目的、事業内容について、具体性があるか。

オ 事業内容について、計画どおりの実現が可能か。

(4) 審査内容については、公表しません。

(5) 審査結果は、応募のあったすべての団体に通知します。

11. スケジュール（予定）

令和6年5月29日（水）：公募開始（同日公表）

7月16日（火）午後4時：公募締め切り

8月上旬：審査

8月上旬：結果通知

（交付決定通知書または不交付決定通知書の送付）

※交付が決定した補助金は、原則、補助事業終了後、実績報告に基づき補助金額の確定を行った上で交付します。

12. 実績報告について

実績報告時に必要な書類について

事業が完了したときは、速やかに下記書類をご提出ください。

各様式は、福岡市ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/seikatujiritu/health/shienkatsudoujigyouhihojyokin6.html>)

- ① 実績報告書（様式第 6－1 号）
- ② 補助金実績明細書（様式第 6－2 号）
- ③ 事業収支決算書
- ④ 補助事業の実績又は成果を証する書類（活動状況を示す写真、パンフレット等）
- ⑤ 領収書の写し及び帳簿等
- ⑥ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 7－1 号）及び必要書類

※⑥については必要な事業者のみ

13. その他

(1) この公募要領は、公募期間中に福岡市ホームページで公表するとともに、福岡市福祉局生活福祉部生活支援課で配布いたします。

(2) 補助金交付決定を受けた団体は、福岡市補助金交付規則及び本事業の補助金交付要綱を遵守しなければなりません。

これらの規則や要綱に違反した場合、交付決定の取り消しや交付金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

福岡市ホームページに本事業の補助金交付要綱を掲載しておりますので、交付決定後の事業着手に当たっては、交付要綱等を熟読し遵守事項に留意して事業に取り組んでください。